

基山町農業委員会会議録

平成30年12月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 14 名

欠席者 0 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上 田 智 子

審 議 事 項

第22号議案	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件
第23号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第24号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第25号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	5件
報告第19号	農地法第5条の規定による届出受理の取消願	1件
報告第20号	農地法第18条の規定による届出受理報告	4件
その他	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	2件

審議開始 9時00分

審議終了 10時25分

平成30年12月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第12回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、6番委員と7番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第22号議案農地利用最適化推進委員の承認・委嘱について事務局から説明をお願いします。

事務局

第22号議案朗読

この件につきましては、基山町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則に基づき園部地区から候補者が推薦されました松野孝敏さんです。推薦理由は農業に対し知識・指導力を有しておられ、今後の農業発展と農地利用の適正化の推進に熱意と識見をもって、十分こたえられる人材であるということです。

つきましては、委員の皆様において候補者についての審議をお願いします。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

全委員

意見はありません。

議 長

意見がないようですので、第22号議案農地利用最適化推進委員について決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第22号議案農地利用最適化推進委員については、全員一致で決定いたしました。次に、委嘱書の交付を行います。事務局よりお願いします。

事務局

名前を読み上げますので、委員の方は前にお願いします。

会長から委嘱書の交付

園部地区推進委員松野委員挨拶

今年、福岡県庁を退職しました。現在は福岡県農業大学校の非常勤講師をしています。これから、農地利用最適化推進委員として地域の農業や農地の現状等を考え自分もお役に立てればと思っています。

議 長

次に、第23号議案農地法3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。また、宮浦地区推進委員に関する案件となりますので、宮浦地区推進委員は審議の途中退室をお願いします。

宮浦地区推進委員退室

事務局

第23号議案朗読

この件につきましては、譲渡人の経営規模の縮小のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が42,559.54㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、町道うそん谷線沿い、太陽光発電施設付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

4番委員

譲渡人は病気等で農作業に支障をきたしましたので、譲受人への農地の購入

をお願いされました。

譲受人は広く耕作され、農業用機械も所有されているので問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第23号議案について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案は、全員一致で決定します。

宮浦地区推進委員入室

次に、第24号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第24号議案1・2番朗読

この件につきましては、販売樹木の仮植樹及び資材置場として利用するために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、今後の新規事業として庭木を扱う事業部門において、庭木の輸出がきまり、輸出先の現地では育成しにくい松、槇の木を主に栽培し事業を進めて行く予定とのことです。農地3,383㎡を転用し、活用することです。

その他の候補地について検討がなされましたが、すでに資材置き場の使用貸借地であったこと、また、他の事業に使用される土地ということでしたので、申請した土地を選定されております。

今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、県道基山平等寺筑紫野線沿い、中川美容室の南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

周辺には畑と資材置き場があります。畑は排水が悪いため作物を栽培するには難しいと思います。

また、周囲の農地に影響はありませんので、問題ないと思われれます。

8番委員

道路の所有者に、大型車が通行する承諾はもらっていますか。

11番委員

県道につながる連絡道路が通行可能である確認が必要ではないでしょうか。

議 長

事務局から業者に確認していただきたいと思います。

～休憩～

事務局

申請人に確認したところ、以前から公衆用道路として使用し、道路の所有者には道路通行の承諾は得ています。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第24号議案1・2番については認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第24号議案1・2番は、全員一致で認定します。

次に、第25号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申請があったので、計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第25号議案1番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆30kgです。場所は、高尾病院の北側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

借受人は農業も広くされ農業機械もあり、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第25号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第25号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第25号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第25号議案2番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は1年です。賃借料は10aあたり30kgです。場所は、町道八並線沿いのアマゾンの北側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

借受人は農業も広くされ農業機械もあり、問題ないと思われま

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第25号議案2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第25号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第25号議案3・4番は再設定のため、一括して上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

第25号議案3・4番は再設定のため朗読省略

3番は使用貸借権の再設定で、期間は3年です。場所は、大城集落の甘木鉄道の北側の圃場です。

4番は賃貸借権の再設定で、期間は3年です。賃借料は10aあたり30kgです。場所は、町道塚原・長谷川線と県道基山平等寺筑紫野線の交わる東側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

問題ないと思われます。

2番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第25号議案3・4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第25号議案3・4番は、全員一致で決定します。

次に、第25号議案5番につきましても再設定ですが、宮浦地区推進委員に関する案件となりますので、宮浦地区推進委員は退室をお願いします。

宮浦地区推進委員退室

事務局 第25号議案5番は再設定のため朗読省略

5番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、4区公民館の北側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見がありませんか。ないようでしたら第25号議案5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第25号議案5番は、全員一致で決定します。

宮浦地区推進委員入室

次に、報告第19号農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第19号説明

この件につきましては、市街化区域の農地です。平成29年12月20日付け基農第256号で受理通知書を交付しましたが、譲受人の都合により取消願が提出され受理しております。

場所は、野口集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

全委員

意見はありません。

議 長

では、報告第19号を終わります。

次に、報告第20号農地法第18条の規定による合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第20号1番説明

この件については、貸人の要望による合意解約で、平成30年11月26日付けで受理通知書を送付しております。場所は、高尾病院北側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第20号1番は終わります。

事務局

報告第20号2番説明

この件については、貸人の要望による合意解約で、平成30年11月26日付けで受理通知書を送付しております。場所は、町道八並線沿いの学校の南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

アパートの前に大豆を作付けしていましたが消毒ができないとのことでしたので解約されました。問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第20号2番は終わります。

事務局

報告第20号3番説明

この件については、貸人の要望による合意解約で、平成30年11月26日付けで受理通知書を送付しております。場所は、町道八並線沿いの弥生が丘に向かう南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

園部受託組合で耕作していましたが、貸出人の家族が作付されることになりましたので、問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、報告第20号3番は終わります。

事務局

報告第20号4番説明

この件については、貸人の要望による合意解約で、平成30年11月26日付けで受理通知書を送付しております。場所は、町道うそん谷線沿いの太陽光発電設置の南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

農地を売買されますので解約となりました。問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、報告第20号4番は終わります。

次にその他 農地法第3条の3第1項の規定による届出に関する届出があつ

たので報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

その他1番説明

この件につきましては、相続により農地を取得されましたので、農地法第3条の3第1項の規定による届出が出されました。平成30年11月26日に受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

相続により農地を取得されましたので、意見はありません。

事務局

親の代からの相続で、名義を変えられました。相続する農地は自分で管理されます。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、その他の1番を終わります。

事務局

その他2番説明

この件につきましては、相続により農地を取得されましたので、農地法第3条の3第1項の規定による届出が出されましたので、平成30年11月26日に受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

相続により農地を取得されましたので、意見はありません。

議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、その他の2番を終わります。以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年12月4日

署名人

議 長

委 員

委 員